令 和 3 年 度

亀山市 財政健全化 経営健全化 審査意見書

亀山市監査委員

目　　次

財政健全化審査意見書

ページ
第１　審査の概要 ―――――――――――――――――――――――――――― 1
　１　審査の期間 ―――――――――――――――――――――――――――― 1
　２　審査の方法 ―――――――――――――――――――――――――――― 1
第２　審査の結果 ―――――――――――――――――――――――――――― 1

経営健全化審査意見書

第１　審査の概要 ―――――――――――――――――――――――――――― 3
　１　審査の期間 ―――――――――――――――――――――――――――― 3
　２　審査の方法 ―――――――――――――――――――――――――――― 3
第２　審査の結果 ―――――――――――――――――――――――――――― 3
　１　水道事業会計 ―――――――――――――――――――――――――― 3
　２　工業用水道事業会計 ―――――――――――――――――――――― 3
　３　公共下水道事業会計 ―――――――――――――――――――――― 3
　４　病院事業会計 ―――――――――――――――――――――――――― 3
　５　農業集落排水事業特別会計 ―――――――――――――――――― 3
経営健全化審査資料
　財政健全化判断比率等の対象となる会計―――――――――――――――― 7
　経営健全化比率　法適用事業（別表１）―――――――――――――――― 9

（注 1）　文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は四捨五入しています。

（注 2）　比率（%）は、原則として各計数ごとに小数点以下第２位を四捨五入し第１位までとしました。

令和３年度財政健全化審査意見書

第１　審査の概要

１　審査の期間

令和４年６月１３日～同年８月８日

２　審査の方法

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、市長から提出された令和３年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、決算書及び各関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

第２　審査の結果

〔総合意見〕

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、是正改善を要する事項はない。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和３年度	令和２年度	令和３年度 早期健全化基準	令和２年度 早期健全化基準
①　実質赤字比率	―	―	12.87	12.92
②　連結実質赤字比率	―	―	17.87	17.92
③　実質公債費比率	2.5	2.0	25.0	25.0
④　将来負担比率	―	―	350.0	350.0

(注)①　実質赤字比率とは、一般会計の決算を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率を指す。

②　連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を指す。

③　実質公債費比率とは、一般会計等（特別会計、公営企業会計等を含む）が負担する公債費｛元利償還金及び準元利償還金（公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの）｝の標準財政規模に対する比率（３箇年平均で示し、普通交付税で措置されるものは除く）を指す。

④　将来負担比率とは、一般会計等（特別会計、公営企業会計、広域連合、土地開発公社等を含む）が将来負担すべき実質的な負債から、充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率を指す。

〔個別意見〕

① 実質赤字比率について

令和３年度一般会計に係る実質収支額が 10 億 9,500 万円の実質黒字となっており、実質赤字比率がないため、健全と認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和３年度一般会計及び特別会計（公営企業会計 4 会計を含む 7 会計）は、次表のとおりすべて実質黒字又は資金剰余が発生しており、連結実質赤字比率がないため、健全と認められる。

(単位：万円)

会計名			令和３年度		令和２年度	
			実質黒字額	資金剰余額	実質黒字額	資金剰余額
一般会計			109,500	—	89,692	—
国民健康保険事業特別会計			9,968	—	7,781	—
後期高齢者医療事業特別会計			362	—	1,074	—
公営企業	法適用	水道事業会計	—	63,437	—	69,604
		工業用水道事業会計	—	26,575	—	26,985
		公共下水道事業会計	—	80,710	—	70,439
		病院事業会計	—	52,140	—	43,598
	法非適用	農業集落排水事業特別会計	—	5,654	—	790
計			119,830	228,516	98,547	211,416
合計			348,346		309,963	

（注）・実質黒字額とは、実質収支（歳入総額―歳出総額―翌年度へ繰り越すべき財源）が黒字である場合を指す。

・資金剰余額とは、地方公営企業法適用企業における貸借対照表中の流動資産から（流動負債－企業債等－引当金）を差し引いた額が黒字である場合を指す。

（非適用事業は別表１参照）

③ 実質公債費比率について

令和３年度一般会計等（特別会計、公営企業会計等を含む）の実質公債費比率は 2.5％であり、早期健全化基準の 25.0％と比較すると、これを下回り健全であると認められる。

④ 将来負担比率について

令和３年度の一般会計等（特別会計、公営企業会計、広域連合、土地開発公社等を含む）の将来負担比率はないため、健全であると認められる。

令和３年度経営健全化審査意見書

第１　審査の概要

１　審査の期間

令和４年６月１３日～同年８月８日

２　審査の方法

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、市長から提出された令和３年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、各会計決算書及び関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

第２　審査の結果

〔総合意見〕

審査に付された下記の各会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、是正改善を要する事項はない。

記

資金不足比率　(単位：%)

公営企業会計		令和３年度	令和２年度	経営健全化基準	備考
法適用	1 水道事業会計	—	—	20.0	
	2 工業用水道事業会計	—	—	20.0	
	3 公共下水道事業会計	—	—	20.0	
	4 病院事業会計	—	—	20.0	
法非適用	5 農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0	

（注）資金不足比率＝資金の不足額／公営企業の事業の規模

〔個別意見〕

いずれの会計も資金不足比率は発生しておらず、健全であると認められる。

経営健全化審査資料

財政健全化判断比率等の対象となる会計

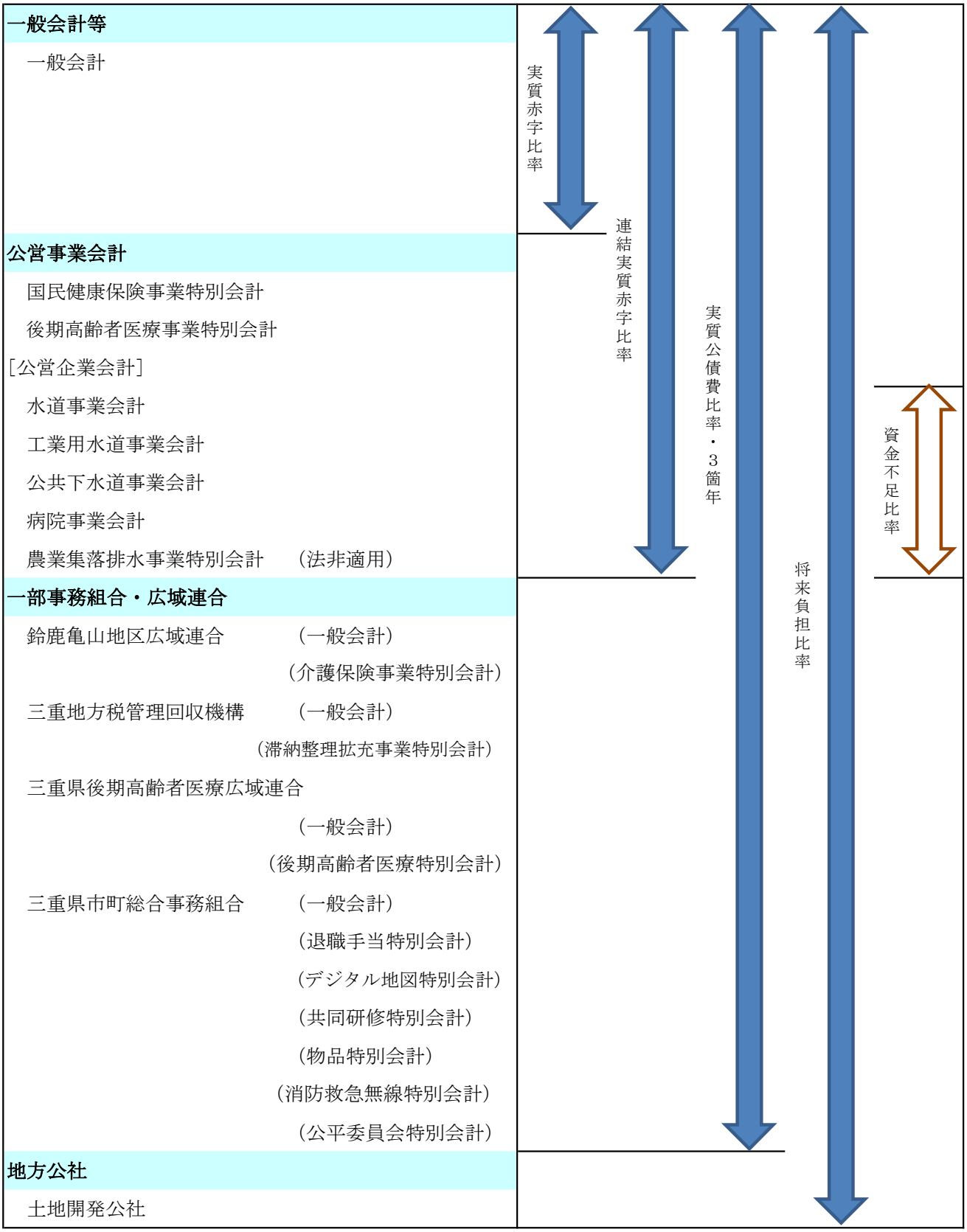

令和３年度　経営健全化比率

別表１

上段　令和３年度
中段　令和２年度
下段　比較（３－２）
（単位：円）

法適用事業		水道事業会計	工業用水道事業会計	公共下水道事業会計	病院事業会計
流動負債－流動負債のうち建設改良費等に充てるための企業債及び長期借入金	A	200,632,326	3,954,700	198,302,600	275,188,514
		171,594,740	3,905,876	253,285,388	243,903,504
		29,037,586	48,824	△ 54,982,788	31,285,010
建設改良以外の財源充当地方債の現在高	B	0	0	0	0
		0	0	0	0
		0	0	0	0
流動資産－翌年度に繰り越しされる支出の財源充当額	C	834,997,539	269,702,491	1,005,400,374	796,589,411
		867,632,560	273,758,021	957,677,964	679,881,943
		△ 32,635,021	△ 4,055,530	47,722,410	116,707,468
営業収益	D	1,150,158,515	62,800,084	452,109,804	1,488,363,335
		1,149,089,338	65,093,126	450,014,352	1,431,729,999
		1,069,177	△ 2,293,042	2,095,452	56,633,336
受託工事収益	E	0	0	0	0
		0	0	0	0
		0	0	0	0
資金不足額	F＝（A＋B）－C	△ 634,365,213	△ 265,747,791	△ 807,097,774	△ 521,400,897
		△ 696,037,820	△ 269,852,145	△ 704,392,576	△ 435,978,439
		61,672,607	4,104,354	△ 102,705,198	△ 85,422,458
資金剰余額	G＝C－（A＋B）	634,365,213	265,747,791	807,097,774	521,400,897
		696,037,820	269,852,145	704,392,576	435,978,439
		△ 61,672,607	△ 4,104,354	102,705,198	85,422,458
資金不足率	F／D－E（%）	—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
資金剰余比率	G／（D－E）（%）	55.2	423.2	178.5	35.0
		60.6	414.6	156.5	30.5
		△ 5.4	37.8	22.0	4.6

法非適用事業		農業集落排水事業特別会計
歳出額	A	426,855,065
		481,860,352
		△ 55,005,287
算入地方債の現在高	B	0
		0
		0
歳入額	C	485,831,741
		489,757,283
		△ 3,925,542
翌年度に繰り越すべき財源	D	2,440,000
		0
		2,440,000
資金不足額	E＝（A＋B）－C－D	△ 61,416,676
		△ 7,896,931
		△ 53,519,745
資金剰余額	F＝C－D－（A＋B）	56,536,676
		7,896,931
		48,639,745
営業収益－受託工事収益	G	113,508,410
		113,108,530
		399,880
資金不足比率	E／G（%）	—
		—
		—
資金剰余比率	F／G（%）	49.8
		7.0
		42.9